議案第 3 号　　北海道職員の退職管理に関する条例案

北海道職員の退職管理に関する条例

（趣旨）

第１条　この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条の２第８項、第38条の６第２項及び第65条の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（再就職者による依頼等の規制）

第２条　法第38条の２第１項、第４項及び第５項の規定によるもののほか、再就職者（同条第１項に規定する再就職者をいう。）のうち、国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第21条第１項に規定する部長又は課長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるものに離職した日の５年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等（法第38条の２第１項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。）の役職員（法第38条の２第１項に規定する役職員をいう。）又はこれに類する者として人事委員会規則で定めるものに対し、契約等事務（法第38条の２第１項に規定する契約等事務をいう。）であって離職した日の５年前の日より前の職務（当該職に就いていたときの職務に限る。）に属するものに関し、離職後２年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

（任命権者への届出等）

第３条　管理又は監督の地位にある職員の職として人事委員会規則で定めるものに就いている職員であった者（退職手当通算予定職員（法第38条の２第３項に規定する退職手当通算予定職員をいう。）であった者であって引き続いて退職手当通算法人（同条第２項に規定する退職手当通算法人をいう。）の地位に就いているもの及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第２項に規定する退職派遣者を除く。）は、離職後２年間、営利企業（法第38条第１項に規定する営利企業をいう。以下同じ。）以外の法人その他の団体の地位に就いた場合（報酬を得る場合に限る。以下同じ。）又は営利企業の地位に就いた場合には、日々雇い入れられる者と

なった場合その他人事委員会規則で定める場合を除き、その地位に就いた日の翌日から起算して１月以内に、人事委員会規則で定めるところにより、離職した職又はこれに相当する職の任命権者に人事委員会規則で定める事項を届け出なければならない。

２　任命権者は、毎年度、前項の規定による届出を受けた事項を取りまとめ、その結果を公表するものとする。

（過料）

第４条　前条第１項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、10万円以下の過料に処する。

附　則

この条例は、平成28年４月１日から施行し、第３条第１項の規定は、同項に規定する職員であった者が同日以後に営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合及び営利企業の地位に就いた場合について適用する。

説　　明

地方公務員法の改正により新たに退職管理制度が設けられたことに鑑み、北海道職員の退職管理に関し必要な事項を定めることとするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 4 号　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例案

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例

（趣旨）

第１条　この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第９条第２項の規定に基づき、同項の規定による個人番号の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（個人番号の利用範囲）

第３条　法第９条第２項の条例で定める事務は、別表の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務及び知事又は教育委員会が行う法別表第２の第２欄に掲げる事務とする。

２　知事又は教育委員会は、法別表第２の第２欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第４欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

（規則への委任）

第４条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成28年１月１日から施行する。

（住民基本台帳法施行条例の一部改正）

２　住民基本台帳法施行条例（平成14年北海道条例第２号）の一部を次のように

改正する。

別表第２中25の事項を26の事項とし、12の事項から24の事項までを１事項ずつ繰り下げ、11の事項の次に次の１事項を加える。

12　特定疾患（治療が極めて困難であり、かつ、その治療に要する費用が高額である疾患で知事が定めるものをいう。以下この事項において同じ。）に係る治療研究費（特定疾患に係る医療に要する費用で難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第５条第１項の特定医療費に相当するものをいう。）の交付に関する事務であって規則で定めるもの

別表（第３条関係）

機　関	事　　務
1　知事	特定疾患（治療が極めて困難であり、かつ、その治療に要する費用が高額である疾患で知事が定めるものをいう。以下この項において同じ。）に係る治療研究費（特定疾患に係る医療に要する費用で難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第５条第１項の特定医療費に相当するものをいう。）の交付に関する事務であって規則で定めるもの

説　　明

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、個人番号の利用に関し必要な事項を定めることとするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 5 号　　北海道税条例の一部を改正する条例案

北海道税条例の一部を改正する条例

北海道税条例（昭和25年北海道条例第56号）の一部を次のように改正する。

附則第７条の２の４の次に次の１条を加える。

（都市再生緊急整備地域における不動産取得税の課税標準の特例）

第７条の２の５　都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第23条に規定する認定事業者が同法第24条第１項に規定する認定計画に基づき当該認定計画に係る事業区域の区域内において同法第25条に規定する認定事業の用に供する不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成27年４月１日から平成29年３月31日までの間に行われたときに限り、当該不動産の価格の５分の１に相当する額を価格から控除するものとする。ただし、当該取得が同法第２条第５項に規定する特定都市再生緊急整備地域の区域内において行われた場合にあっては、当該不動産の価格の２分の１に相当する額を価格から控除するものとする。

附則第14条中「平成28年７月31日」を「平成33年７月31日」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

説　　明

地方税法の改正等に鑑み、都市再生緊急整備地域における不動産取得税の課税標準の特例を定めるとともに、道民税の法人税割に係る税率の特例措置の適用期間を延長することとするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 6 号　　特定地域等における道税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例案

特定地域等における道税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例

特定地域等における道税の課税の特例に関する条例（昭和60年北海道条例第７号）の一部を次のように改正する。

目次中「第６章　原子力発電施設等立地地域における不均一課税（第23条－第26条）」を

「第６章　原子力発電施設等立地地域における不均一課税（第23条－第26条）
第７章　特定地方活力向上地域における不均一課税（第27条－第29条）」

に改める。

第２条に次の１号を加える。

⑹　特定地方活力向上地域　地域再生法（平成17年法律第24号）第８条第１項に規定する認定地域再生計画で道が作成したものに記載されている地方活力向上地域（同法第５条第４項第４号に規定する地方活力向上地域をいう。）をいう。

本則に次の１章を加える。

第７章　特定地方活力向上地域における不均一課税

（事業税の不均一課税）

第27条　特定地方活力向上地域内において、地域再生法第17条の２第３項の認定（以下この章において「認定」という。）を受けた日から同日の翌日以後２年を経過する日まで（同日までに同条第６項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日までとする。次条及び第29条において同じ。）の間に、同法第５条第４項第４号に規定する特定業務施設の用に供する減価償却資産で規則で定めるもの（以下この章において「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した特定事業者（地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号）第１条に規定する公示日（次条において「公示日」という。）から平成30年３月31日までの間に認定を受けた特定事業者であって同法第17条の２第１項第１号に掲げる事業を実施するものに限る。）については、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属す

る年以後３年の各年又は当該日の属する事業年度の初日から３年以内に終了する各事業年度の所得金額又は収入金額のうち当該特別償却設備に係るものとして同令第３条の定めるところにより計算した額に対して課する法人の事業税の所得割の税率又は個人の事業税の税率は、北海道税条例第39条又は第43条の２第１項の規定にかかわらず、これらの規定に規定する税率に、次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ当該右欄に定める割合を乗じた税率とする。

不均一課税をすべき年度	割合
第１年度	２分の１
第２年度	４分の３
第３年度	８分の７

（不動産取得税の不均一課税）

第28条　特定地方活力向上地域内において、認定を受けた日から同日の翌日以後２年を経過する日までの間に、特別償却設備を新設し、又は増設した特定事業者（公示日から平成30年３月31日までの間に認定を受けた特定事業者に限る。次条において同じ。）については、当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得（公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して１年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税の税率は、北海道税条例第44条の規定にかかわらず、同条に規定する税率の10分の１とする。

（道固定資産税の不均一課税）

第29条　特定地方活力向上地域内において、認定を受けた日から同日の翌日以後２年を経過する日までの間に、特別償却設備を新設し、又は増設した特定事業者については、当該特別償却設備である償却資産に対して課する道固定資産税（当該償却資産を取得し、又は製作した日以後最初に到来する道固定資産税の賦課期日の属する年以後３年の間に課すべきものに限る。）の税率は、北海道税条例第89条の４の規定にかかわらず、同条に規定する税率に、次の表の左欄に掲げる特定事業者の区分及び同表の中欄に掲げる年度の区分に応じ、当該右欄に定める割合を乗じた税率とする。

特定事業者の区分	不均一課税をすべき年度	割合
地域再生法第17条の２第１項第１号に掲げる事業を実施する特定事業者	第１年度	10分の１
	第２年度	４分の１
	第３年度	２分の１
地域再生法第17条の２第１項第２号に掲げる事業を実施する特定事業者	第１年度	10分の１
	第２年度	３分の１
	第３年度	３分の２

附則第２項を次のように改める。

２　北海道税条例附則第13条に規定する法人の事業税についての第19条、第23条及び第27条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第19条及び第23条	又は第43条の２第１項第１号	及び同条例附則第13条の規定により読み替えて適用される同条例第39条
第19条、第23条及び第27条	これらの規定	同条例附則第13条の規定により読み替えて適用される同条例第39条
第27条	又は第43条の２第１項	及び同条例附則第13条の規定により読み替えて適用される同条例第39条

附則第３項中「又は第24条」を「、第24条又は第28条」に、「及び第24条」を「、第24条及び第28条」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の特定地域等における道税の課税の特例に関する条例の規定は、平成27年10月８日から適用する。

説　　明

地域再生法の改正に鑑み、地方活力向上地域における事業税、不動産取得税及び道固定資産税の課税の特例措置を講ずることとするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 7 号　　北海道総合政策部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案

北海道総合政策部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

北海道総合政策部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第４号）の一部を次のように改正する。

別表第１の５の項中「下川町」の次に「、枝幸町」を加える。

別表第２中「八雲町」を「八雲町　長万部町」に、「せたな町」を「せたな町　寿都町」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成28年４月１日から施行する。ただし、別表第２の改正規定中「せたな町」を「せたな町　寿都町」に改める部分は、同年10月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例（前項ただし書に規定する改正規定については、当該改正規定。以下この項において同じ。）の施行の日前に旅券法（昭和26年法律第267号）又は旅券法施行規則（平成元年外務省令第11号）の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、この条例の施行の日以後においては長万部町長又は寿都町長が管理し、及び執行することとなるものに係る事務の処理については、なお従前の例による。

３　この条例の施行の際この条例による改正後の北海道総合政策部の事務処理の特例に関する条例別表第１の５の項の左欄に掲げる事務に係る北海道水資源の保全に関する条例（平成24年北海道条例第９号）の規定により知事がした助言その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に北海道水資源の保全に関する条例の規定により知事に対してなされた届出その他の行為で、施行日以後においては枝幸町長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における同条例の適用については、枝幸町長のした助言その他の行為又は枝幸町長に対してなされた届出その他の行為とみなす。

説　　明

市町村への権限移譲の推進を図るよう、旅券法及び北海道水資源の保全に関する条例に基づく事務の一部を町が処理することとするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第　8　号　　電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例案

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

（北海道総合政策部の事務処理の特例に関する条例の一部改正）

第１条　北海道総合政策部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第４号）の一部を次のように改正する。

別表第１の３の項を次のように改める。

3　削除	

（電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例の廃止）

第２条　電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例（平成15年北海道条例第70号）は、廃止する。

附　則

この条例は、平成28年１月１日から施行する。

説　　明

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の改正に伴い、規定の整備を行うため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 9 号　　住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例案

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

住民基本台帳法施行条例（平成14年北海道条例第２号）の一部を次のように改正する。

第１条中「第30条の５第１項」を「第30条の６第１項」に、「利用及び提供」を「提供及び利用」に改める。

第２条の見出し中「本人確認情報」を「都道府県知事保存本人確認情報」に改め、同条中「第30条の７第４項第２号」を「第30条の13第１項」に改め、「区域内の市町村の」の次に「市町村長その他の」を加え、「同号」を「同項」に改める。

第３条の見出し中「本人確認情報」を「都道府県知事保存本人確認情報」に改め、同条中「第30条の７第４項」を「第30条の13第１項」に、「同条第３項」を「同項」に、「保存期間に係る本人確認情報（以下「保存期間に係る本人確認情報」という。）」を「都道府県知事保存本人確認情報」に改め、「（同条第４項第２号に掲げる場合における提供に限る。）」を削り、「保存期間に係る本人確認情報を」を「当該都道府県知事保存本人確認情報を」に改める。

第４条の見出し中「本人確認情報」を「都道府県知事保存本人確認情報」に改め、同条中「第30条の８第１項第２号」を「第30条の15第１項第２号」に改める。

第５条の見出し中「本人確認情報」を「都道府県知事保存本人確認情報」に改め、同条中「第30条の８第２項」を「第30条の15第２項第２号」に、「同項」を「同号」に改める。

第６条の見出し中「本人確認情報」を「都道府県知事保存本人確認情報」に改め、同条中「第30条の８第２項」を「第30条の15第２項（第２号に係る部分に限る。）」に、「保存期間に係る本人確認情報の」を「同項に規定する都道府県知事保存本人確認情報の」に、「保存期間に係る本人確認情報を」を「当該都道府県知事保存本人確認情報を」に改める。

第７条中「第30条の９第１項」を「第30条の40第１項」に改める。

第13条を削る。

附　則

この条例は、平成28年１月１日から施行する。

説　　明

住民基本台帳法の改正に伴い、規定の整備を行うため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 10 号　　北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案

北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第６号）の一部を次のように改正する。

別表第４中「島牧村」を「島牧村　蘭越町」に、「利尻町」を「利尻町　利尻富士町」に改める。

附　則

１　この条例は、平成28年４月１日から施行する。

２　この条例の施行の際この条例による改正後の北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例別表第１の４の３の項の左欄に掲げる事務に係る特定非営利活動促進法（平成10年法律第７号）若しくは特定非営利活動促進法施行条例（平成10年北海道条例第40号）（以下「法律等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法律等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては蘭越町長又は利尻富士町長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法律等の適用については、蘭越町長若しくは利尻富士町長のした処分その他の行為又は蘭越町長若しくは利尻富士町長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

説　　明

市町村への権限移譲の推進を図るよう、特定非営利活動促進法に基づく事務の一部を蘭越町及び利尻富士町が処理することとするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 11 号　　北海道婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

北海道婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

北海道婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年北海道条例第89号）の一部を次のように改正する。

第10条第１号中「30歳以上の者であって、」を削り、「もの」を「者」に改める。

附　則

この条例は、平成28年１月１日から施行する。

説　　明

国が定める婦人保護施設の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、婦人保護施設の施設長の資格要件のうち年齢要件を廃止することとするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 12 号　　北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案

北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第８号）の一部を次のように改正する。

別表第１の２の項⑾中「第24条第１項」の次に「（法第22条に係る部分を除く。）」を加え、同表の２の３の項中「札幌市、」を削り、同表の２の４の項中「木古内町」の次に「、鹿部町」を、「中頓別町」の次に「、利尻富士町」を加え、同表の３の項中(6)を削り、(7)を(6)とし、(8)から⒄までを(7)から⒃までとし、同項⒅中「⒆から㉑」を「⒅から⒇」に改め、同項中⒅を⒄とし、⒆から㉘までを⒅から㉗までとし、同項㉙中「㉘」を「㉗」に改め、同項中㉙を㉘とし、同表の３の３の項、３の４の項及び４の７の項から４の９の項までの規定中「中頓別町」の次に「、利尻富士町」を加える。

別表第２中「真狩村」を「真狩村　留寿都村」に改める。

別表第３中「木古内町」を「木古内町　鹿部町」に、「利尻町」を「利尻町　利尻富士町」に改める。

附　則

１　この条例は、平成28年４月１日から施行する。ただし、別表第１の２の項⑾の改正規定は、公布の日から施行する。

２　この条例の施行の際この条例による改正後の北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例別表第１の１の項、２の４の項、３の３の項から３の５の項まで及び４の７の項から４の９の項までの左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法律、条例若しくは規則（以下「法律等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法律等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては同表の右欄に掲げる町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法律等の適用については、当該町村の長のした処分その他の行為又は当該町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

説　　明

市町村への権限移譲の推進を図るよう、墓地、埋葬等に関する法律等に基づく事務の一部を町村が処理することとし、併せて規定の整備を行うため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 13 号　　北海道経済部手数料条例の一部を改正する条例案

北海道経済部手数料条例の一部を改正する条例

北海道経済部手数料条例（平成12年北海道条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表18の項中「第32条の４第１項第５号ロ」を「第32条の４第１項第６号ロ」に改め、同表79の項中「第６条第１項第５号ロ」を「第６条第１項第６号ロ」に改める。

附　則

この条例は、平成27年12月26日から施行する。

説　　明

採石法及び砂利採取法の改正に伴い、規定の整備を行うため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 14 号　　北海道経済部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案

北海道経済部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

北海道経済部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表第１の１の項(5)中「第305条」を「第305条第１項」に改め、同表の３の項中「当別町」の次に「、鹿部町」を加える。

別表第２中「ニセコ町」を「ニセコ町　留寿都村」に改める。

別表第４中「せたな町」を「せたな町　留寿都村」に、「羽幌町」を「羽幌町　猿払村　浜頓別町」に、「新ひだか町」を「新ひだか町　鹿追町」に改める。

附　則

１　この条例は、平成28年４月１日から施行する。ただし、別表第１の１の項(5)の改正規定は、同年５月29日から施行する。

２　この条例の施行の際この条例による改正後の北海道経済部の事務処理の特例に関する条例別表第１の２の４の項、３の項及び３の２の項の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令（以下「法令」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては同表の右欄に掲げる町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令の適用については、当該町村の長のした処分その他の行為又は当該町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

説　　明

市町村への権限移譲の推進を図るよう、工場立地法等に基づく事務の一部を町村が処理することとし、併せて規定の整備を行うため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 15 号　　職業能力開発促進法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例案

職業能力開発促進法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

（北海道立高等技術専門学院条例の一部改正）

第１条　北海道立高等技術専門学院条例（昭和44年北海道条例第37号）の一部を次のように改正する。

第１条第１項中「第15条の６第１項第１号」を「第15条の７第１項第１号」に改める。

（北海道普通職業訓練の基準等に関する条例の一部改正）

第２条　北海道普通職業訓練の基準等に関する条例（平成24年北海道条例第109号）の一部を次のように改正する。

第１条及び第３条中「第15条の６第１項ただし書」を「第15条の７第１項ただし書」に改める。

第４条中「第15条の６第３項」を「第15条の７第３項」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

説　　明

職業能力開発促進法の改正に伴い、規定の整備を行うため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 16 号　　北海道農政部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案

北海道農政部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

北海道農政部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表第１の２の項⑴中「、第３項及び第４項」を削り、「２ヘクタール」を「４ヘクタール」に改め、同項⑵中「第４条第５項及び同条第６項において準用する同条第３項」を「第４条第８項及び第９項」に、「都道府県」を「都道府県等」に改め、「協議」の次に「及び農業委員会の意見の聴取」を加え、「２ヘクタール」を「４ヘクタール」に改め、同項⑶中「並びに同条第３項において準用する法第３条第５項及び法第４条第３項」を削り、「２ヘクタール」を「４ヘクタール」に改め、同項⑷中「第４条第３項」を「第４条第９項」に、「都道府県」を「都道府県等」に改め、「協議」の次に「及び農業委員会の意見の聴取」を加え、「２ヘクタール」を「４ヘクタール」に改め、同項⑻中「徴取」を「要求」に改め、同表の３の項⑷中「徴取」を「要求」に改め、同表の４の項中「北斗市」の次に「、鹿部町」を加え、同表の５の項中「当別町」の次に「、鹿部町」を加え、同表の６の項中「せたな町」を「鹿部町、せたな町」に改め、同表の７の項⑴中「第５項及び第６項」を「第６項及び第７項」に改め、「許可」の次に「及び機構の意見の聴取」を加え、同項⑵中「第15条の２第７項及び同条第８項」を「第15条の２第８項並びに同条第９項」に改め、「同条第６項」の次に「及び第７項」を、「協議」の次に「及び機構の意見の聴取」を加え、同表の８の項中「枝幸町」の次に「、利尻富士町」を加える。

別表第２中「室蘭市」を「室蘭市　帯広市」に、「北斗市」を「石狩市　北斗市　当別町」に、「共和町」を「共和町　岩内町」に、「栗山町」を「栗山町　月形町」に、「愛別町」を「愛別町　上川町」に改める。

別表第４中「釧路市」を「釧路市　帯広市」に、「伊達市」を「伊達市　石狩市」に改める。

別表第５中「遠軽町」を「遠軽町　滝上町　雄武町」に改める。

附　則

1　この条例は、平成28年４月１日から施行する。

2　この条例の施行の際この条例による改正後の北海道農政部の事務処理の特例に関する条例別表第１の２の項、４の項から８の項まで及び10の項の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法律、条例若しくは規則（以下「法律等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法律等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては同表の右欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法律等の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

説　　明

市町村への権限移譲の推進を図るよう、農地法等に基づく事務の一部を市町村が処理することとし、併せて規定の整備を行うため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 17 号　　北海道地方競馬特別会計条例の一部を改正する条例案

北海道地方競馬特別会計条例の一部を改正する条例

北海道地方競馬特別会計条例（昭和39年北海道条例第32号）の一部を次のように改正する。

第２条中「第３条の２」を「第４条」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

説　　明

競馬法の改正に伴い、規定の整備を行うため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 18 号　　北海道水産林務部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案

北海道水産林務部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

北海道水産林務部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表第１の３の項中「当別町」の次に「、鹿部町」を加える。

附　則

１　この条例は、平成28年４月１日から施行する。

２　この条例の施行の際この条例による改正後の北海道水産林務部の事務処理の特例に関する条例別表第１の３の項の左欄に掲げる事務に係る分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）の規定により知事がした勧告その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に同法の規定により知事に対してなされた届出その他の行為で、施行日以後においては鹿部町長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における同法の適用については、鹿部町長のした勧告その他の行為又は鹿部町長に対してなされた届出その他の行為とみなす。

説　　明

市町村への権限移譲の推進を図るよう、分収林特別措置法に基づく事務の一部を鹿部町が処理することとするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 19 号　　北海道建設部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案

北海道建設部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

北海道建設部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第１の２の３の項中「奥尻町」の次に「、島牧村」を加え、同表の12の項中「市町」を「市町村」に改め、「せたな町」の次に「、島牧村」を加え、同表の17の項中「町」を「町村」に改める。

別表第５中「せたな町」を「せたな町　島牧村」に改める。

別表第６中「せたな町」を「せたな町　蘭越町　留寿都村」に、「岩内町」を「岩内町　神恵内村」に、「音更町」を「音更町　鹿追町」に改める。

附　則

１　この条例は、平成28年４月１日から施行する。

２　この条例の施行の際この条例による改正後の北海道建設部の事務処理の特例に関する条例別表第１の２の３の項、12の項及び17の項の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例若しくは規則（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては同表の右欄に掲げる町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、当該町村の長のした処分その他の行為又は当該町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

説　　明

市町村への権限移譲の推進を図るよう、屋外広告物法等に基づく事務の一部を町村が処理することとするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 20 号　　北海道営住宅条例の一部を改正する条例案

北海道営住宅条例の一部を改正する条例

北海道営住宅条例（平成９年北海道条例第11号）の一部を次のように改正する。

第６条中「第29条第１項」を「第39条」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

説　　明

福島復興再生特別措置法の改正に伴い、規定の整備を行うため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 21 号　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例案

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例

（北海道公安委員会手数料条例の一部改正）

第１条　北海道公安委員会手数料条例（平成12年北海道条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表第１の１の項中「第７条」を「第８条」に改め、同表の14の４の項の次に次のように加える。

14の５　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下この項において「法」という。）第31条の22の規定に基づく特定遊興飲食店営業の許可の申請に対する審査	特定遊興飲食店営業許可申請手数料	次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（当該申請を行う者が同時に他の法第31条の22の規定に基づく許可の申請を行う場合における当該他の同条の規定に基づく許可の申請に係る審査にあっては、それぞれ当該金額から8,000円を減じた金額） ア　３月以内の期間を限って営む法第31条の22の規定に基づく特定遊興飲食店営業の許可の申請に係る審査 14,000円（法第31条の23において準用する法第４条第３項の規定が適用される営業所につき当該申請を行う場合における当該申請に係	許可申請のとき

		る審査にあっては、20,800円） イ　その他の審査　24,000円（法第31条の23において準用する法第４条第３項の規定が適用される営業所につき法第31条の22の規定に基づく許可の申請を行う場合における当該申請に係る審査にあっては、30,800円）	
14の６　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の23において準用する同法第５条第４項の規定に基づく許可証の再交付	許可証再交付手数料	1,100円	再交付申請のとき
14の７　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下この項において「法」という。）第31条の23において準用する法第７条第１項の規定に基づく特定遊興飲食店営業の相続に係る承認の申請に対する審査	特定遊興飲食店営業相続承認申請手数料	8,600円（当該申請を行う者が同時に他の法第31条の23において準用する法第７条第１項の規定に基づく承認の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく承認の申請に係る審査にあっては、3,800円）	承認申請のとき
14の８　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下この項において「法」という。）	特定遊興飲食店営業法人合併承認申請手数料	11,000円（当該申請を行う者が同時に他の法第31条の23において準用する法第７条の２第１項の規定に基づく承認の	承認申請のとき

第31条の23において準用する法第７条の２第１項の規定に基づく特定遊興飲食店営業者たる法人の合併に係る承認の申請に対する審査		申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく承認の申請に係る審査にあっては、3,300円）	
14の９　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下この項において「法」という。）第31条の23において準用する法第７条の３第１項の規定に基づく特定遊興飲食店営業者たる法人の分割に係る承認の申請に対する審査	特定遊興飲食店営業法人分割承認申請手数料	11,000円（当該申請を行う者が同時に他の法第31条の23において準用する法第７条の３第１項の規定に基づく承認の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく承認の申請に係る審査にあっては、3,300円）	承認申請のとき
14の10　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の23において準用する同法第９条第１項の規定に基づく営業所の構造又は設備の変更の承認の申請に対する審査	構造又は設備の変更承認申請手数料	9,900円	変更承認申請のとき
14の11　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の23において準用する同法第９条第４項の規定に基づく許	許可証書換え手数料	1,400円	書換え申請のとき

可証の書換え			
14の12　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下この項において「法」という。）第31条の23において準用する法第10条の２第１項の規定に基づく特例特定遊興飲食店営業者の認定の申請に対する審査	特例特定遊興飲食店営業者認定手数料	13,000円（当該申請を行う者が同時に他の法第31条の23において準用する法第10条の２第１項の規定に基づく認定の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく認定の申請に係る審査にあっては、10,000円）	認定申請のとき
14の13　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の23において準用する同法第10条の２第５項の規定に基づく認定証の再交付	認定証再交付手数料	1,100円	再交付申請のとき
14の14　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の23において準用する同法第24条第６項の規定に基づく営業所の管理者に対する講習	特定遊興飲食店営業管理者講習手数料	講習１時間につき650円	受講のとき

（北海道迷惑行為防止条例の一部改正）

第２条　北海道迷惑行為防止条例（昭和40年北海道条例第34号）の一部を次のように改正する。

第８条中「第２条第１項第７号に規定する」を「第２条第１項第４号の」に改める。

第９条第３号中「若しくは第２号に掲げる営業」を「の営業」に改める。

（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正）

第３条　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和30年北海道条例第77号）の一部を次のように改正する。

第１条中「及び深夜」を「、特定遊興飲食店営業及び深夜」に改める。

第３条第２項中「臨時に、」を「３月以内の期間を限って営む営業」に改める。

第４条第２項中「第13条第１項の午前１時まで」を「第13条第１項第２号の午前０時以後において」に改め、同項を同条第３項とし、同条第１項中「第13条第１項」を「第13条第１項第１号」に、「同項」を「同号」に、「北海道公安委員会が指定する地域に該当する地域とし、同条第１項の条例で定める時は午前１時」を「指定された地域」に改め、同項を同条第２項とし、同条に第１項として次の１項を加える。

法第13条第１項ただし書の条例で定める時は、午前１時とする。

第４条の２第１項中「第２条第１項第７号に規定する」を「第２条第１項第４号の」に、「日出時から午前９時まで」を「午前６時後午前９時前」に、「午前０時まで」を「午前０時前」に改め、同条第２項中「第２条第１項第８号に規定する」を「第２条第１項第５号の」に改める。

第６条第１号及び第２号を削り、同条第３号中「限る」の次に「。第11条の６第１号において同じ」を加え、同号を同条第１号とし、同条第４号中「第８号」を「第５号及び第11条の６第４号」に改め、同号を同条第２号とし、同条中第５号を第３号とし、第６号を削り、第７号を第４号とし、第８号を第５号とする。

第８条第１項中「第２条第１項第７号」を「第２条第１項第４号」に改め、「の各号」及び第２号を削り、第３号を第２号とし、第４号及び第５号を削り、第６号を第３号とし、同条第２項中「第３号及び第６号を除く」を「第１号に係る部分に限る」に改め、同条第３項中「第１号及び第３号を除く」を「第３号に係る部分に限る」に、「第２条第１項第８号」を「第２条第１項第５号」に、「第１項第６号」を「第１項第３号」に、「とあるのは」を「とあるのは、」に改める。

第９条を次のように改める。

（ゲームセンター等に係る営業所への年少者の立入りの制限）

第９条　法第２条第１項第５号の営業を営む風俗営業者は、午後６時後午後10時前の時間において16歳未満の者を営業所に客として立ち入らせてはならない。ただし、保護者が同伴する16歳未満の者については、この限りでない。

第11条中「日出時」を「午前６時」に改め、「次条」の次に「、第11条の４第３号」を加える。

第11条の３の次に次の３条を加える。

（特定遊興飲食店営業の営業所設置許容地域）

第11条の４　法第31条の23において準用する法第４条第２項第２号の条例で定める地域は、第４条第３項の規定により指定された地域とする。ただし、次に掲げる施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲100メートルの区域内を除く。

⑴　医療法第１条の５第１項に規定する病院

⑵　医療法第１条の５第２項に規定する診療所（患者を入院させるための施設を有しないものを除く。）

⑶　児童福祉法第７条第１項に規定する児童福祉施設（助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所（深夜において保育を実施するものに限る。）、幼保連携型認定こども園（深夜において保育を実施するものに限る。）、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設に限る。）

（特定遊興飲食店営業に係る騒音及び振動の規制）

第11条の５　法第31条の23において準用する法第15条の条例で定める騒音の数値は、別表第１の左欄に掲げる地域ごとに、同表の右欄に掲げる深夜に係る数値を超えない範囲内において北海道公安委員会規則で定めるものとする。

２　法第31条の23において準用する法第15条の条例で定める振動の数値は、55デシベルとする。

（特定遊興飲食店営業者の遵守事項）

第11条の６　特定遊興飲食店営業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

⑴　営業中において、営業所の出入口又は廊下に施錠をし、又はさせないこ

と。

⑵　営業所で卑わいな行為その他善良の風俗を害する行為をし、又はこれらの行為をさせないこと。

⑶　客の求めない飲食物を提供しないこと。

⑷　営業用家屋等において、法第２条第６項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営み、又は営ませないこと。

⑸　著しく射幸心をそそるような行為をし、又はさせないこと。

第13条中「第２条第11項第３号」を「第２条第13項第４号」に改める。

第15条を第16条とする。

第14条中「第４条第１項及び第２項」を「第４条第２項及び第３項」に改め、同条を第15条とし、第13条の次に次の１条を加える。

（風俗環境保全協議会の設置地域）

第14条　法第38条の４第１項の条例で定める地域は、第４条第３項の規定により指定された地域とする。

別表第１中「第５条」の次に「、第11条の５」を加え、同表備考１中「日出時から日没時まで」を「午前６時後午後６時前」に改め、同表備考２中「日没時」を「午後６時」に、「まで」を「前」に改め、同表備考３中「日出時」を「午前６時」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成28年６月23日から施行する。ただし、次項の規定は、同年３月23日から施行する。

（経過措置）

２　前項ただし書に規定する規定の施行の日から平成28年６月22日までの間においては、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第45号）附則第２条第１項の規定により行われる同法第２条の規定による改正後の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第31条の22の規定に基づく特定遊興飲食店営業の許可の申請に対する審査に係る手数料については、第１条の規定による改正後の北海道公安委員会手数料条例（別表第１の14の５の項に係る部分に限る。）の

規定の例により徴収する。

3　この条例の施行前にした行為に関する罰則の適用については、なお従前の例による。

説　　明

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の改正に鑑み、クラブ営業等の特定遊興飲食店営業の許可等の事務に係る手数料及び特定遊興飲食店営業に係る規制等について定めることとし、併せて規定の整備を行うため、この条例を制定しようとするものである。